

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 中小企業勤労者福祉推進事業規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団（以下「財団」という。）定款第4条第7号の規定に基づいて、中小企業勤労者福祉推進事業（以下「グリーン・パル事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用する従業員の数が300人以下の事業所並びに資本の額又は出資の額が3億円以下の事業所をいう。
- (2) 勤労者 仙台市内の中小企業に勤務する勤労者とその事業主及び仙台市外の中小企業に勤務する勤労者で仙台市内に居住する者をいう。
- (3) 会員 次条に定める資格を有し、第4条に定める入会手続を完了した者をいう。

(会員資格)

第3条 会員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 仙台市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
- (2) その他理事長が適当であると認めた者

(入会手続)

第4条 グリーン・パル事業に入会しようとする場合には、事業主が理事長に様式1の入会申込書の提出又は理事長が指定するインターネット上の申込フォームにより入会の申し込みを行い、承認を得なければならない。

2 理事長は、入会を承認したときは、会員証を交付するものとする。

3 入会の承認を得た場合は、速やかに入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格の発生等)

第5条 会員資格は、前条の入会手続を完了した日から発生する。

2 会員が、グリーン・パル事業に加入している事業所間で異動又は期間をおかずに再就職する場合、事前の申し出により会員資格を継続させることができる。

3 第13条の規定は、入会手続を完了した日の属する月の翌月初日の午前零時以降に発生した事由に適用する。

(入会金及び会費)

第6条 入会金は入会者1人につき200円、会費は会員1人につき月額500円とする。

2 既納の入会金は返還しない。

3 会費の納入は、入会日の属する月から退会日の属する月の前月までとする。

(入会金及び会費の用途)

第7条 入会金及び会費の用途は、グリーン・パル事業に係る事業費に充てるものとする。

2 グリーン・パル事業から生じた収益は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第18条第4号に基づき財団が実施する公益目的事業に使用することができる。

(会費の納入方法)

第8条 加入事業所は、会費の預金口座振替依頼書を理事長に提出するものとし、月払の事業所は、会

費を翌月の15日に事業所の指定金融機関の預金口座（以下「指定口座」という。）から自動振替により納入するものとする。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたる時は、翌営業日とする。

2 年度払の事業所は、毎年度の5月15日に指定口座から自動振替により納入するものとする。ただし年度の中で新たに入会した事業所は入会日の翌月の15日に指定口座から自動振替により納入するものとする。振替日が金融機関の休業日にあたる時の取扱いは、前項と同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長がやむを得ないと認めた場合には、加入事業所は口座振込の方法等により会費を納入することができる。月払の事業所にあつては毎月の末日までに、年度払の事業所にあつては毎年度4月末日までに納入するものとする。

（会員資格の喪失）

第9条 会員が、グリーン・パル事業を脱会しようとするときは、会員証を添えて、事業主が理事長に様式2の脱会届を提出又は理事長が指定するインターネット上の申込フォームにより脱会の申し込みを行わなければならない。脱会届または申込フォームの入力情報が財団に到達した日から会員資格を喪失する。

2 理事長は、会費を連続して3月以上滞納した会員の資格を喪失させることができる。

（会費の返還）

第10条 前条第1項の規定により、会費を納入したのちに脱会したときは、会員資格を喪失した日の属する月以降の会費を返還する。

（変更届）

第11条 会員となった後、入会時の届出事項に変更があつた場合は、事業主がすみやかに理事長に様式3又は様式4の変更届を提出しなければならない。

（会員の失格）

第12条 会員が次の各号の一に該当したときは、会員としての資格を失う。

（1）グリーン・パル事業の業務を妨げる行為をしたとき

（2）偽り、その他不正の行為により、グリーン・パル事業による利益を受けようとしたとき又は受けたとき

（3）この規則に違反し、又はグリーン・パル事業の信用を失わせる行為をしたとき

（共済事業）

第13条 共済事業は、会員に対して別表1に定める給付を行うものとする。ただし、会員の死亡による弔慰金については、会員の遺族に対して行うものとする。

2 別表1に定める給付のうち死亡弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金及び障害見舞金は、安定的な共済事業を行うため、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（以下「全労済協会」という。）との間に締結する自治体提携慶弔共済保険に再共済することができるものとする。

3 死亡弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金及び障害見舞金の給付に係る認定基準、支給手続き等についてはこの規則に定めるもののほか、全労済協会が定める給付認定基準によるものとする。

4 給付の請求は、会員本人が行うものとする。会員本人の死亡弔慰金の請求は、会員の遺族が行うものとする。ただし、入会祝金・勤続祝金・定年祝金の請求については、加入事業所が行うことができるものとする。

5 給付を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式5の共済金請求書兼証明書又は様式6の保険金請求書兼証明書にて請求する。ただし、疾病にも不慮の事故にも該当しないで死亡した会員本人死亡弔慰金・障害見舞金は別表2に定める様式にて請求する。

このほか、別表2に定める給付事由については、当該表に定める書類を添付するものとする。

- 6 給付の請求は、給付の事由が発生した日から3年以内に行わなければならない。
- 7 請求者が、偽りその他不正の行為により給付金を受けたときは、理事長はこれを返還させることができる。
- 8 請求者は、給付の決定に関して異議があるときは、給付不承認の決定通知受領後、30日以内に理事長に対し異議申立てをすることができる。
- 9 異議申立てがあった場合には、その可否を理事長名で申立人に対し14日以内に文書で通知するものとする。

(選択型共済斡旋事業)

第14条 希望する会員及び家族に、次の事由に対する共済給付事業を斡旋する。

- (1) 総合医療共済
- (2) せいめい共済
- (3) ねんきん共済
- (4) マイカー共済

(保険団体割引斡旋事業)

第15条 希望する会員及び家族に生命保険等団体割引制度での加入を斡旋する。

(融資斡旋事業)

第16条 会員の生活の安定及び勤労意欲の増進のため、グリーン・パル生活資金、生活資金、教育資金、福祉資金、自動車資金及び住宅資金の融資の斡旋を行うものとし、グリーン・パル生活資金及び生活資金については、融資金利の一部利子補給を行う。ただし、事業主会員（非事業主で事業主と同等の会員を含む。）は、融資の斡旋を受けることができない。

- 2 融資の限度額は、融資を行う金融機関の定めによる。ただし、グリーン・パル生活資金は50万円とする。
- 3 融資に関する実施要綱は、理事長が別に定める。
- 4 融資利子補給対象融資補給限度額及び補給期間は、次のとおりとする。

(1) 生活資金	200万円	7年
(2) グリーン・パル生活資金	50万円	5年
- 5 融資保証料に関する実施要綱は、理事長が別に定める。
- 6 融資利子補給金に関する実施要綱は、理事長が別に定める。

(余暇活動援助事業)

第17条 会員の余暇活動に資するため、次の事業を行う。

- (1) レジャー施設を指定して契約し、協定料金で利用できるよう斡旋する。
- (2) 宿泊施設を指定して契約し、協定料金で宿泊できるよう利便を図る。
- (3) 指定の旅行代理店を利用して宿泊する場合、割引料金で利用できるよう利便を図る。
- (4) 指定の旅行代理店の主催旅行でグリーン・パル事業が指定するものを利用する場合、割引料金で利用できるよう利便を図る。
- (5) 気軽に参加できるフルーツ狩り、スポーツ大会等の開催又は各種中小企業団体スポーツ大会への助成を行う。
- (6) 映画鑑賞券、スポーツ入場券、コンサート鑑賞券等を割引斡旋する。
- (7) 割引協力店を指定して契約し、割引料金で購入できるよう利便を図る。
- (8) その他、会員の余暇活動に関する事業を行う。

(健康維持増進事業)

第 18 条 会員の健康維持増進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 健康管理講座等を開催する。
- (2) 人間ドック等利用者に助成する。
- (3) スポーツ施設等の利用を斡旋する。
- (4) その他、会員の健康維持増進に関する事業を行う。

(自己啓発事業)

第 19 条 会員の自己啓発に資するため、次の事業を行う。

- (1) パソコン教室、料理教室等を開催する。
- (2) 国家資格取得及びカルチャー教室等入会への助成を行う。
- (3) その他、会員の自己啓発に関する事業を行う。

(老後生活の安定に係る事業)

第 20 条 会員の老後生活の安定に資するため、次の事業を行う。

- (1) 介護、年金、資産運用など生涯生活設計のための講座等を開催する。
- (2) その他、会員の老後生活の安定に関する事業を行う。

(財産形成事業)

第 21 条 会員の財産形成に資するため、次の事業を行う。

- (1) 生命保険や資産運用等の講座等を開催する。
- (2) その他、会員の財産形成に関する事業を行う。

(情報提供事業)

第 22 条 会員へグリーン・パル事業に関する情報を提供するため、次の事業を行う。

- (1) グリーン・パル事業で実施する各種事業の案内、参加者募集のため、会報誌を発行する。
- (2) グリーン・パル事業の事業内容、利用方法、提携施設をまとめたガイドブックを発行する。
- (3) その他、情報提供事業に関する事業を行う。

(会員優先)

第 23 条 事業の実施にあたり、会員及びその家族に対して、利用助成、参加費又はその他の経費に関し、優先的取扱いをすることができる。

2 理事長は、事業の性格上会員及びその家族の関係者が事業に参加することを認める場合は、同じ取扱いをすることができる。

3 理事長は、会員が会費の納入を怠ったときは、優先的取扱いの一部又は全部を制限することができる。

(会員以外の者の参加)

第 24 条 第 17 条から第 22 条までの実施にあたり理事長が特に認めた場合は、会員以外の者を参加させることができる。

(入会手続きの特例)

第 25 条 旧財団法人仙台市勤労者福祉協会の解散の日までグリーン・パル事業に既に入会している者については、第 4 条に定める入会手続きを完了したものとみなす。

(給付金請求の特例)

第 26 条 給付金請求の特例として、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、旧財団法人仙台市勤労者福祉協会が行うグリーン・パル事業の会員期間を算入して請求できるものとする。

(グリーン・パル目的達成事業)

第 27 条 グリーン・パル事業の目的を達成するために必要な事業を実施する。

(委 任)

第 28 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 給付項目及び給付額（第13条関係）

（単位：円）

給付項目	給付事由		給付額	うち保険契約分
結婚祝金	会員が結婚したとき	会員期間3年未満	25,000	
		〃 3年以上	35,000	
出産祝金	会員又は配偶者が出産したとき 出産には、死産、流産及び早期新生児死亡（生後14日以内）は含まれない。多児出産の場合は、1児につき、1件とする。		15,000	
入学祝金	会員の子（養子・継子を含む）が入学したとき	小学校入学	10,000	
		中学校入学	10,000	
水晶婚祝金	会員が婚姻届後満15年を迎えたとき		10,000	
銀婚祝金	会員が婚姻届後満25年を迎えたとき		20,000	
勤続祝金	会員が同一事業所に継続して在籍し、かつ就職日から満10年・20年・30年を迎えたとき（ただしその日時点で会員期間3年以上必要）	満10年	10,000	
		〃 20年	20,000	
		〃 30年	30,000	
定年祝金	会員が就業規則等に定める定年を迎えたとき、ただし、満60歳を超えて入会した場合は対象外（給付は1度限り）	会員期間 3年以上	20,000	
		〃 5年 〃	30,000	
		〃 10年 〃	50,000	
入会祝金	会員がグリーン・パルに入会して会員期間満15年を迎えたとき		10,000	
二十歳祝金	会員が満20歳の誕生日を迎えたとき		10,000	
還暦祝金	会員が満60歳の誕生日を迎えたとき		10,000	
弔慰金	会員本人が「疾病」により死亡したとき	65歳未満	100,000	100,000
		65歳以上	100,000	50,000
	会員本人が「不慮の事故」により死亡したとき		100,000	100,000
	会員本人が「疾病」にも「不慮の事故」にも該当しないで死亡したとき（※）		30,000	
	会員の配偶者（内縁含む）が死亡したとき		60,000	20,000
	会員の子（7ヶ月以上の死産を含む）が死亡したとき		30,000	10,000
会員又は会員の配偶者の親が死亡したとき		10,000	5,000	
※疾病」にも「不慮の事故」にも該当しない範囲 ・死亡原因として 嚥下障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉そくまたは窒息」 飢餓、渇き、自然死（老衰）等				

・不慮の事故の免責事由として

故意または重大な過失（自殺含む）

法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間

酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

傷病見舞金	会員が同一傷病のため連続して14日以上休業したとき	休業14日以上30日未満	6,000	5,000
		〃 30日 〃 60日 〃	14,000	10,000
		〃 60日 〃 90日 〃	24,000	15,000
		〃 90日 〃 120日 〃	24,000	20,000
		〃 120日 〃	34,000	25,000

火災等災害見舞金（会員が居住する建物（貸間、店舗作業所等は含まない）が被害を被ったとき）

「火災等」には、火災、落雷、水漏れ、破裂、爆発、車両の衝突、航空機の墜落、その他の不慮の人為的災害が含まれます。

建物・家財の損害の程度	支払割合		
50%以上	保険金額の100%	100,000	100,000
30%以上50%未満	保険金額の70%	70,000	70,000
20%以上30%未満	保険金額の50%	50,000	50,000
20%未満	保険金額の20%	20,000	20,000
同居親族の死亡		30,000	30,000

自然災害見舞金（会員が居住する建物（貸間、店舗作業所等は含まない）が被害を被ったとき）

「自然災害」には、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩、降雪、降ひょう、地震（地震による火災含む）、津波、噴火が含まれます。

床上浸水以外	建物の損害の程度	支払割合		
	70%以上	保険金額の100%	30,000	30,000
	20%以上70%未満	保険金額の50%	15,000	15,000
	20%未満	保険金額の10%	3,000	3,000
床上浸水		保険金額の20%	6,000	6,000
同居親族の死亡			30,000	30,000

障害見舞金	疾病による重度障害 不慮の事故による重度障害	65歳未満	100,000	100,000
		65歳以上	50,000	50,000

別表2 添付書類（第13条関係）

給付事由		添付書類
結婚祝金		戸籍全部（個人）事項証明（写）又は婚姻届受理証明書（写） 様式4変更届け（姓が変わる場合）
出産祝金		戸籍全部（個人）事項証明（写）又は出生届受理証明書（写）又は母子手帳の写
水晶婚祝金		戸籍全部（個人）事項証明（写）（事由発生日以降に交付を受けたもの。交付年月日記載箇所まで全て添付）
銀婚祝金		
定年祝金		定年の規定が記載されている箇所の就業規則の（写）又は社内規定の（写）
二十歳祝金		運転免許証の（写）又は健康保険証の（写）
還暦祝金		運転免許証の（写）又は健康保険証の（写）
会員の死亡弔慰金		死亡診断書（写）又は死体検案書（写）
疾病にも不慮の事故にも該当しないで死亡した会員死亡弔慰金		本人死亡共済金請求書 医師の死亡診断書（写）
会員の配偶者（内縁を含む）、会員の子（7ヶ月以上の死産を含む）、会員又は配偶者の親の死亡弔慰金		会員との続柄、死亡の事実が確認できる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（写）
傷病見舞金		医師の診断書、出勤簿等、傷病による休業期間が確認できる書類（写）
災害見舞金	火災等 自然災害	関係官署の発行する罹災証明書（写）及び修理見積書（写）及び修理前の写真（写）
	同居親族の死亡	会員との続柄、死亡の事実が確認できる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（写）死亡原因が住宅災害であることが確認できる死亡診断書（写）又は死体検案書（写）
障害見舞金	疾病による重度障害	本人死亡・後遺障害保険金請求書（全労済協会所定用紙） 医師の後遺障害診断書（全労済協会所定の用紙） ※
	不慮の事故による重度障害	

※その他 全労済協会が指定する書類

グリーン・パル 入会申込書

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所番号 _____ 担 当 者 _____ 電 話 番 号 _____	事業所名 _____ 代表者名 _____ _____ _____
---	--

(押印不要)

下記のとおり入会を申し込みます。

※会員番号 (記入不要)	氏 名	就職年月日	生年月日	備 考
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	

※欄は空欄のまま提出してください。会員番号を記入後、会員証を同封して写しを返送します。

【入会のお取扱いについて】

- 入 会 日 グリーン・パルが受理した日付
(お急ぎの場合や、受理日以降の入会を希望される場合にはお知らせください。)
- 会 費 入会月分からのお支払
(入会金200円と併せて、翌月にお引落となります。)
- 共 済 金 入会月の翌月1日以降に発生した事由から
(詳しくは、ガイドブックP5をご参照ください。)
- 興 勤 事前に申し出をいただいた場合に限り、
会員期間を引き継いで興勤処理をすることができます。
(詳しくは、グリーン・パルまでお問い合わせください。)

* 会員証書は提出不要になりました。

※【グリーン・パル使用欄】
入会日(受理日)(記入不可)

個人情報の取扱について

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では、会員の皆様の個人情報を福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

グリーン・パル 脱会届

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所番号 _____ 担 当 者 _____ 電 話 番 号 _____	事業所名 _____ 代表者名 _____
---	--------------------------

(押印不要)

次の会員が脱会するので届け出ます。

会 員 番 号	氏 名	※脱会理由	備 考
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	

※該当するものに○をおつけください。1.自己都合退職 2.定年退職 3.その他()
 ※脱会者の会員証は必ず返却してください。(紛失の場合は、備考欄に「紛失」とご記入ください。)

【脱会のお取扱について】

- 脱 会 日 グリーン・パルが受理した日付
(お急ぎの場合や、受理日以降の脱会を希望される場合には、グリーン・パルまでお知らせください。)
- 会 費 脱会月の前月分までのお支払
(【月払】脱会した月のお引落が最後になります。)
(【年払】残期間分を脱会翌月に繰込返還します。)
- 共 済 金 脱会後も、事由発生から3年間のご請求いただけます。
- 異 動 事前に申し出をいただいた場合に限り、
会員期間を引き継いで異動処理をすることができます。
(詳しくは、グリーン・パルまでお問い合わせください。)

※【グリーン・パル使用済・記入不要】
脱会日(受理日)

個人情報の取扱について
 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では会員の皆様の個人情報を、福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

事業所変更届

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所番号

事業所名

代表者名

(押印不要)

下記事項に変更がありましたので、届けます。(変更事項のみ記入)

変更事項	変更内容							
名称								
所在地	〒							
電話番号 (ファックス番号)	() - () -							
代表者								
事務担当者名								
会費引落口座の 口座名義・番号 ※通帳表紙のコピーを添付願 います	銀行名							
	本支店名							
	1. 普通 2. 当座							
	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>							
	フリガナ							
口座名義								

※会費引落口座の銀行・支店・口座番号を変更する際には、口座振替依頼書の再提出が必要となりますのでグリーン・パル事業課まで用紙をご請求ください。(電話214-1373)

個人情報の取扱について
公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では会員の皆様の個人情報を、福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

会員氏名変更届

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所番号 _____

事業所名 _____

代表者名 _____

(押印不要)

下記事項に変更がありましたので、届けます。

会 員 番 号	旧 氏 名	新 氏 名	備 考
-		フリガナ	
-		フリガナ	
-		フリガナ	
-		フリガナ	
-		フリガナ	
-		フリガナ	
-		フリガナ	

個人情報の取扱について

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では、会員の皆様の個人情報を福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

共済金請求書兼証明書

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 御中
下記の事由があったことを証明し、請求いたします。

本請求書に関する個人情報(要配慮個人情報含む)が、
共済金の支払いなどの判断に関する業務の目的のために利用されることに同意します。

請求日
令和 年 月 日

事業所名		会員番号	—
事業所 代表者名		フリガナ	
		会員氏名 (受取人)	
		日中連絡のつく電話番号 ()	—
入会年月日		事由発生日または事由確定日 <small>(※記入不要)</small>	請求金額
昭和 平成 令和	年 月 日	平成 令和	年 月 日
			円

該当項目に○をつけ、必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに提出してください。

○	請求事由詳細			添付書類(いずれもコピー可)
結婚祝い	配偶者氏名	婚姻届出日 平成 年 月 日 令和	配偶者生年月 昭和 年 月 日 平成	・戸籍個人事項証明書(写)※1 又は婚姻届受理証明書(写) ・会員氏名変更届(姓が変わる場合)
出産祝い	子の名	出生年月日 平成 年 月 日 令和		母子手帳の1ページ(写) 戸籍個人事項証明書(写)※1、出生届受理証明書(写)のいずれか
水忌婚祝い (結婚15周年)	配偶者氏名	婚姻届出日 平成 年 月 日		戸籍個人事項証明書(写)※1 (事由発生日以降に交付を受けた、交付年月日が確認できるもの)
銀婚祝い (結婚25周年)				
定年祝い	1. 会員期間3年以上5年未満 2. 会員期間5年以上10年未満 3. 会員期間10年以上	定年を迎えた日 平成 年 月 日 令和		定年の規定が記載されている箇所の就業規則(写)又は社内規定等(写)
二十歳祝い (満20歳)		生年月日 昭和 年 月 日 平成		健康保険証(写)又は運転免許証(写)
還暦祝い (満60歳)				
入会祝い	入会15年	入会年月日 平成 年 月 日		
子の小学校 入学祝い	子の名	入学年月日 平成 年4月1日 令和	子の生年月日 平成 年 月 日	添付書類は 必要ありません。
子の中学校 入学祝い			学校名 小学校 中学校	
勤続祝い	1. 勤続10年 2. 勤続20年 3. 勤続30年	就職年月日 昭和 年 月 日 平成		

※1 仙台市では、戸籍事務のコンピュータ化により戸籍証明書の名称が変わりました。(戸籍謄本→戸籍全部事項証明書・戸籍抄本→戸籍個人事項証明書)

※2 共済金のご請求期間は事由発生(確定)から3年以内です。

様式6

自治体連携慶弔共済保険金請求書 兼 証明書<一括用>

<保険金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて>

全労協会は、保険金請求書等お付いたご事情に配慮されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は保険で定められた場合を除き、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどを旨とする保険契約の取扱いに関する業務や、全労協会の事業、各種保険商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

一般財団法人 全国勤労者福祉共済協会(全労協) 御中

全労協会の自治体連携慶弔共済保険金請求書(要配慮個人情報を含む)に基づき、必要事項を記入し、以下の内容にて、保険金を請求します。

本契約に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)が、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどの取扱いに関する業務目的のために利用されることにご同意します。

請求日	20 年 月 日
-----	----------

保険契約者(サービスセンター・共済会・互助会等)	事業所名・事業所代表者名
団体名 公益財団法人 仙台ひと・まち交流財団	事業所名
代表者名	事業所 代表者名

加入者(要配慮個人情報)	フリガナ	加入者(要配慮個人情報)	大 小 年 月 日
	氏名		
フリガナ	フリガナ		
事業所番号	会員番号	加入年月日	年 月 日

加入者の続柄(要配慮個人情報)	氏名	フリガナ	会員との続柄(会員死亡時以外は本人)
	住所 (会員本人の場合は省略)	フリガナ	

※該当する項目については○をつけてください。

【会員本人の死亡・高度障害・後遺障害】 死亡事由: 死亡(口死)事故(等) または 口死(後遺症)事故(等) 高度障害: 口後遺障害事故(等)

死亡日・症状認定日	不慮の事故・交通事故の事故日	保険給付時点の標準年齢*	※保険給付時点の標準年齢は、保険給付の日(要配慮個人情報の日)または要配慮的の日(死亡)時点の標準年齢であり、死亡日時点の標準年齢ではありません。
年 月 日	年 月 日	歳	(例)保険期間 2019年4月1日～2029年3月31日、死亡日 2019年10月10日、標準年齢 104歳(2029年17月1日の場合、1保険給付時点の標準年齢は104歳です。)
110 会員死亡 (85歳未満の方)		円	120 不慮の事故による死亡
111 会員死亡 (85歳以上の方)		円	130 交通事故による死亡
210 高度障害 (85歳未満の方)		円	不慮の事故による高度・後遺障害 (歳)
211 高度障害 (85歳以上の方)		円	保険金

【住宅災害】 居住事由: 口居住災害(等) 及び 口経理見損(等) 及び 口経理前の等(等)

請求日	20 年 月 日	物件住所 市町村区と具体的な番地記入	請求金額	円	請求の程度	支払割合	円	保険金	円
1. 大員等による住宅災害(300 301 302 303)		2. 自然災害による住宅災害(310 311 312 313)		請求金額	円	請求の程度	支払割合	円	円
火災 雷害 水漏れ 窃盗・盗犯	台風()号 地震 水災(津波・洪水等) 雹害	(1) 坪あたりの単位 木造 60万円 鉄筋 70万円	×	坪	%	%	円	円	

【業務休業】 居住事由: 口業務休業(等) または 口出勤(等)

傷 病 名	休 業 期 間	支給対象期間におけるご請求(受取)済み期間
	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	1. 0日 2. 一割(標準日数) 20 年 月 日分まで
200.14 日以上 30 日未満		円
201.30 日以上 60 日未満		円
202.60 日以上 90 日未満		円
203.90 日以上 120 日未満		円
204.120 日以上		円

【業務死亡等給付金】 居住事由: 口業務全部事項証明(等)(会員との続柄と、死亡の事実が確認できるもの)

会員との続柄	死亡事由	死亡年月日	保険金
400 配偶者 401 子 402 親		20 年 月 日	円
403 住宅災害による同居親族			

本人死亡共済金請求書

(「疾病」にも「不慮の事故」にも該当しない死亡に関する請求用)

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 御中

請求日

年 月 日

下記の事由があったことを証明し、請求いたします。

本請求書に記載の個人情報が、共済金の支払いなどの判断に関する業務の目的のために利用されることに同意します。

事業所名		会員 生年月日	昭・平	年	月	日
事業所 代表者名	㊟	会員 入会年月日	昭・平	年	月	日
会 員 氏 名	フリガナ	会員番号	—			
	㊟					
住 所	フリガナ					
	〒	-				

共 済 金 受 取 人 氏 名	フリガナ	会員との 続柄				
	㊟					
住 所	フリガナ					
	〒	-				
			TEL ()	—	

死亡原因	1. 老衰 2. 自殺 3. その他 ()	死亡日	年	月	日
------	---------------------------	-----	---	---	---

添付書類	確認欄
死亡診断書または死体検案書(写し可)	

※「疾病」にも「不慮の事故」にも該当しない範囲

死亡原因 として	嚥下障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉そくまたは窒息」 飢餓， 渴き， 自然死（老衰）等
不慮の事 故の免責 事由として	故意または重大な過失（自殺含む） 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 麻薬， 大麻， あへん， 覚せい剤， シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状 態で自動車または原動機付自転車を運転している間